

# 西宮市当初賦課支援システム導入業務に係る プロポーザル方式業者選定実施要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、価格のみによる競争では、その目的及び内容にふさわしい受託者を選定できないと判断される西宮市当初賦課支援システム導入業務（以下「対象業務」という。）について、企画力、技術力、創造性、専門性及び実績等において、最も適した業者をプロポーザル方式により選定するための必要事項を定めるものとする。

### (プロポーザルの定義)

第2条 この要綱において、プロポーザルとは、対象業務に対する発想や課題解決方法及び取組み体制等の提案を審査し、市にとって最も適切な企画力、技術力、創造性、専門性及び実績等を有する事業者を選定する方法をいう。

2 前項の提案者の選定方法は、公募型プロポーザルで行う。

公募型：実施を公表して参加を希望する者を募り、その申込者のうち、定めた条件に適合する者を選定し、提案を求める方式

### (審査委員会の設置)

第3条 当該業務の所管課長は、必要な事項を決定するため、西宮市当初賦課支援システム導入業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 委員長 財務局長

(2) 副委員長 税務部長

(3) 委員 財務総括室長、デジタル推進部長  
税務管理課長、デジタル推進課長

3 委員長は学識経験者または職員のうち必要な知識を有するものから意見を求めることができる。

4 審査委員会は、委員長が招集する。

5 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 審査委員会に係る事務は、所管課において行うものとする。

### (事務局の設置)

第4条 審査委員会の委員長は、審査委員会の必要な事務の実施に際し、事務局を設置することができる。

2 事務局は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) リーダー 市民税課長
- (2) チーム員 市民税課係長、デジタル推進課係長

(提案者募集要項の交付)

第5条 審査委員会は、提案者の選定手続き等について西宮市当初賦課支援システム提案者募集要項にて定め、市公式ホームページへの掲載によって公表する。

## 第2章 提案者の内定から契約までの手続

(提案の採否決定)

第6条 審査委員会は、提出された提案について、別に定める評価基準を参考に評価し、採否を決定する。

- 2 審査委員会は、採否の決定にあたり必要がある場合には、提案者に対し、ヒアリング及びプレゼンテーションを行わせることができる。
- 3 採否の決定に際しては、提案者を原則匿名として評価する。
- 4 第1項に規定する審査委員会の評価は、すべての提案者の提案内容について数値化して実施し、非機能要件、機能要件、価格及び総合評価として記録する。
- 5 審査委員会は、第1項により採用した提案書の提出者（以下「受託候補者」という。）に対して、提案を採用した旨を通知する。また、審査委員会は、不採用と決定した提案の提案者に対して、不採用の旨及びその理由を通知する。

(プロポーザル受託候補者の公表)

第7条 審査委員会は、第6条に規定する採否の結果について、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 業務名
  - (2) 業務概要
  - (3) 所管課の名称及び所在地
  - (4) 採否を決定した日
  - (5) 受託候補者の氏名及び住所
  - (6) その他必要な事項
- 2 前項の公表をする場合には、第5条の規定を準用する。

(業務仕様の協議)

第8条 所管課長は、受託候補者と発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定する。

(契約内容)

第9条 所管課長は、前条の規定により業務仕様内容が決定し業務の発注が整った段階で、当

該業務の契約を契約管理課に依頼する。

2 前項の契約依頼は、次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 随意契約依頼書
- (2) 選定審査票
- (3) 業務仕様書
- (4) その他契約締結に必要な書類

(契約の締結)

第10条 契約管理課長は、前条の契約依頼があった後、規則に定める手続により受託候補者と特命随意契約により契約を締結する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。